

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示

当院は保険証を紐づけしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制（オンライン資格確認システム）を整備しております。マイナンバーカードを利用し医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋を発行しています。（通常の処方箋も扱います）
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用する準備を行っています。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを

活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。

マイナ保険証や問診表等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

上記の体制整備に伴い、「医療 DX 推進体制整備加算」（8点、月に1回）を令和6年7月1日より算定予定と致します。また、マイナ保険証利用の有無により、診察料に下記の加算が加わりますのでご了承ください。

◆医療情報取得加算

- ① 初診時（月に1回）
 - ・加算1：3点（従来の保険証を利用の場合）
 - ・加算2：1点（マイナ保険証を利用の場合、他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合）
- ② 再診時（3か月に1回）
 - ・加算3：2点（従来の保険証を利用の場合）
 - ・加算4：1点（マイナ保険証を利用の場合、他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合）

令和6年6月

医療法人弘賢こうぞうじ在宅支援診療所

理事長 坂本宣弘